三　令第四十五条第一項の地域

㈠　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		帯広市
	沙流	平取町
	上川	清水町
	河西	芽室町
	中川	本別町
青森県		十和田市
岩手県		宮古市、久慈市、一関市、釜石市
	岩手	葛巻町
	上閉伊	大槌町
	下閉伊	山田町、岩泉町
	九戸	洋野町
山形県		舟形町、大蔵村
岐阜県		瑞浪市
兵庫県		洲本市
島根県		大田市、江津市、雲南市
	邑智	邑南町
広島県		大崎上島町
山口県		光市、柳井市
高知県		宿毛市
熊本県		熊本市、宇土市
	玉名	玉東町
	上益城	益城町、甲佐町
大分県		中津市、杵築市
宮崎県		日南市
	北諸県	三股町
鹿児島県		枕崎市、霧島市、志布志市

㈡　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		帯広市、紋別市
	沙流	平取町
岩手県		宮古市、久慈市、陸前高田市
	岩手	葛巻町
	下閉伊	岩泉町
山形県		大蔵村
島根県		江津市
広島県		豊田　大崎上島町
熊本県	上益城	益城町、甲佐町
鹿児島県		霧島市

○総務省告示第百二十三号

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百二十四号（平成二十七年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

「白石市」を「仙台市、白石市」に改める。

○総務省告示第百二十四号

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）第一条第一号ヌの規定に基づき、総務大臣が農林水産大臣と協議して指定する指定漁港漁場整備事業を次のように定める。

なお、平成十四年総務省告示第二百五号（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条第一号ヌの規定に基づき指定漁港漁場整備事業等を指定する件）は、廃止する。

平成二十九年三月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

一　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号ヌの漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第三条に規定する漁港施設に係る事業については、農山漁村地域整備事業（漁港漁場整備に係る事業に限る。以下同じ。）、水産生産基盤整備事業、水産流通基盤整備事業及び漁港施設災害関連事業で、特定漁港漁場整備事業以外のものとする。

二　令第一条第一号ヌの法第五条に規定する第一種漁港に係る事業については、農山漁村地域整備事業、水産生産基盤整備事業及び水産流通基盤整備事業で、特定漁港漁場整備事業以外のものとする。

三　令第一条第一号ヌの法第四条第一項第二号に掲げる漁港漁場整備事業については、水産環境整備事業で特定漁港漁場整備事業以外のものとする。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○総務省告示第百二十五号

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）第一条第一号ヌの規定に基づき、総務大臣が農林水産大臣と協議して定める基準を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条第一号ヌの直轄事業（国が都道府県に負担金を課して行う事業をいう。以下同じ。）と一体的に施行される補助事業（都道府県が国の負担金又は補助金の交付を受けて行う事業をいう。）について、総務大臣が農林水産大臣と協議して定める基準は、次に掲げる全ての要件を満たすものであることとする。

一　直轄事業として行われる漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業（同法第四条第一項第二号に掲げる漁港漁場整備事業に係るものに限る。以下同じ。）の施行に係る区域に隣接し、又は近接する海域において施行されるものであること。

二　直轄事業として行われる特定漁港漁場整備事業の対象とする水産動植物と同一の種類の水産動植物であって、その保護のための措置が講じられているものを対象とするものであること。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。